

# 社会福祉法人千草会

## 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千草会（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給及び算定方法)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 役員等が法人業務を行う場合に、別表1による報酬と別表2による実費弁償費を支給する。
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、職員の旅費支給規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員には、第2条に定める報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、当該会議に出席した都度、支給する。また、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成29年 6月26日により施行する。

別表1（役員等の報酬）

	日 額
評議員会への出席	5,000円
理事会等会議への出席	5,000円
監事監査会等への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出席	5,000円

※上記の報酬は、所得税控除後の金額とする。

別表2（役員等の実費弁償費）

	実費弁償費
自家用車	草津大谷保育園給与規程別表6に準じて、自宅から用務地までの往復距離により計算し支給する。
公共交通機関	実費